

対外関係における EU の一体性と 誠実協力・連帯義務

—— 法的観点からの一考察 ——

中西優美子[※]

- I はじめに
- II 上級代表と EEAS
- III 誠実協力・連帯義務
- IV 結語

I はじめに

2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約により対外関係に関する規定が大幅に変更された。これまで EU 条約及び EC 条約（現 EU 運営条約）の中に個々の条文が散在していたが、対外関係に関する共通の枠組が設定された¹⁾。また、対外関係における EU の目的や価値が明確に規定された（EU 条約 21 条）。特に、EU 条約 21 条 1 項は、これまで主に開発援助政策において適用されていた民主主義や人権尊重の原則等の政治原則を EU の対外関係すべてに適用される原則にし²⁾、EU の価値を普遍化した³⁾。

リスボン条約発効前の共通外交安全保障政策（以下 CFSP）においても目的規

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 12 巻第 3 号 2013 年 11 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 中村民雄「リスボン条約による EU 対外関係の法と制度の改革」森井裕一編『地域統合とグローバル秩序——ヨーロッパとアジア』2010 年 信山社 27-68 頁；拙稿「リスボン条約と EU の対外権限——CFSP 分野を中心に」『日本 EU 学会年報』31 号 2011 年 127-147 頁参照。
- 2) 拙稿「EU 対外政策における政治原則の発展」安江則子編『グローバル・ガバナンス』法律文化社 2013 年 69-100 頁。

定は存在し、関連条文も規定されていたが、それを確実に実現する手段・制度が備わっていなかったため、それらは絵に描いたもちになり気味であった。そこでリスボン条約により対外関係における実効性を高めるため、EUの一体性を強化する制度が取り入れられた。本稿では、このEUの一体性を支える機構制度と誠実協力・連帯義務の導入・強化を取り扱うことにする。なお、誠実協力 (sincere cooperation) とは、忠実協力 (loyal cooperation) とも呼ばれるものである。語の統一のため、誠実協力とする。誠実協力と連帯は、セットで用いられる場合 (例えばEU条約24条3項) と、個別に用いられる場合 (例えば31条1項) があるが、本稿では構成国による協力という意味で用いており、厳密な区別をしていない。ただ、リスボン条約以前も旧EU条約11条2項において「連帯」の文言が用いられていたが、リスボン条約においてより一層「連帯」が強調されていると認識される。

リスボン条約は、共通外交安全保障政策にEUの一体性を確保するために構造面及び機構面において変更を加えた。構造面としては、2つの変更がある⁴⁾。1つは、前述したように対外政策が共通の目的と原則をもつ統一的な枠組みの中におかれたことである。もう1つは、第1の柱 (EC)、第2の柱 (共通外交安全保障政策)、第3の柱 (警察・刑事司法協力) という3本柱構造が消滅し、EUに国際法人格が付与され (EU条約47条)、EUという1つの柱となったことである。もっとも第3の柱はEUの政策・運営を定めるEU運営条約 (旧EC条約) に移行し、共同体化 (=超国家化) がなされたのに対して、第2の柱は主にEU条約に残され、その結果共通外交安全保障政策に対しては特別の規定と手続が適用されることになっている (EU運営条約24条1項2段)。機構面としての変更として、最も意義のあるものが、本稿で取り扱うEU外交安全保障上級代表 (以下上級代表) (the High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy) の導入及びそれを支える欧州対外行動庁 (the European Exter-

3) Carsten Nowak, *Europarecht nach Lissabon*, (Nomos, 2011), p. 259; cf. Panos Koutrakos, "The European Union's common foreign and security policy after Lisbon", in Diamond Ashiagbor/Nicola Countouris/Ioannis Lianos (ed.), *The European Union after the Treaty of Lisbon*, (Cambridge University Press, 2012), p. 185, pp. 193-194.

4) Koutrakos, note (3), p. 187.

nal Action Service、以下 EEAS) の設立である⁵⁾。

このようなハード面の変更に加え、ソフト面の変更として、履行確保の観点から誠実協力・連帯義務が EU 条約にあらためて定められ、強化されることになった。誠実協力・連帯義務は、共通外交安全保障政策がリスボン条約の改正によっても政府間協力的な性質を有していることから生じる履行確保の問題に対処するために導入及び強化されたと考えられる。2011 年の拙稿において概括的にリスボン条約と EU の対外権限を取り扱い、誠実協力・連帯義務については、「たとえば CFSP 分野において条約違反手続や判決履行違反手続が導入されたとしても、構成国自体が従わなければ意味がない。この分野は、国家の外交、安全および防衛という主権の核に近いところの政策であるため、そのような司法手続より誠実協力や相互連帯の原則という緩やかな手段を用いる方が妥当であるとも捉えられる。」という見解を示した⁶⁾。今回は、この誠実協力・連帯義務を取り出して、裁判所の管轄権との関係から検討することにする。本稿では、誠実協力・連帯義務を取り上げつつ、CFSP 分野における EU 司法裁判所の裁判管轄権の限界をどのように超えることができるかということを問題として設定する。特に、CFSP 分野の措置の履行確保がどのようになされるか、とりわけ誠実協力・連帯義務がどのような効果をもつかという問題に、CFSP 分野において裁判管轄権が原則として及ばないと規定されているが、どのような場合に EU 司法裁判所の裁判管轄権が CFSP 分野に及びうるか、どのような方法で CFSP 分野の判断を行うことができるかという角度から検討を加えることにする。ただ、現時点においては、リスボン条約発効以降このような問いに解答を与える EU 司法裁判所の判例が存在しないため、条約条文及び判例から解釈の可能性を探る推論の域を越えるものではない。

検討の順序としては、Ⅱで上級代表及び EEAS についてのその役割や組織を明確にする。ただし、行政学あるいは組織学的な検討は行わず、条約と決定の規定を中心にした法的な観点からの検討に限定される。もっとも EEAS が設立・運営されて 2 年しか経たず、また、EU 司法裁判所の判例も存在しないことから、

5) Koutrakos, note (3), p. 194.

6) 拙稿 注 1) 139 頁。

概観を示めすにとどまる。Ⅲでリスボン条約以降の誠実協力・連帯義務を取り上げる。まず、CFSP分野の権限及び特異性を簡単に示す。次にCFSP分野における裁判所の管轄権を検討する。加えて、判例における誠実協力・連帯義務のこれまでの発展を見ることにする。さらに、リスボン条約による誠実協力・連帯義務の精緻化・具体化をEU条約の条文で確認する。そのうえで、リスボン条約以降の誠実協力・連帯の義務の意味とその効果を考えたい。

Ⅱ 上級代表と EEAS

1993年発効のマーストリヒト条約（EU条約）により共通外交安全保障政策が3本柱の1つとして導入されたが、それ以来可視性（visibility）と効果性（effectivity）に問題があると指摘されてきた⁷⁾。2001年のラーケン宣言から、欧州の将来に関するコンベンションを経、欧州憲法条約が締結され、その後、2009年12月1日にリスボン条約が発効した。ラーケン宣言から8年経てリスボン条約が発効した⁸⁾。2003年のイラク戦争の際には、EUがイギリス、イタリア、ポーランド、スペインを中心とするアメリカを支援する国と、アメリカから距離をおく、ドイツ、フランスを中心とする国に分かれてしまい、統一的な対外政策を打ち出すことができなかった⁹⁾。上級代表とEEASは、EUの対外関係における機構面を強化するために導入されたが、可視性と効果性を高めるためのものと位置づけられている。

1. 上級代表とは

本稿で取り扱う上級代表に先立ち、CFSP上級代表（the High Representative for Common Foreign and Security Policy）という役職が、1999年発効のアムステルダム条約により導入された。CFSP上級代表は、理事会の事務局長を兼職し、

7) Paul James Cardwell, *EU External Relations and Systems of Governance*, (Routledge, 2009), p. 20.

8) Koutrakos, note (3), p. 185.

9) Thomas Oppermann/Claus Dieter Classen/Martin Nettesheim, *Europarecht*, 5. Aufl., (C.H.Beck, 2011), p. 629.

CFSP 分野において理事会を支援する役目を担っていた。CFSP 上級代表として選出されたのは、当時 NATO の事務局長であった Javier Solana 氏であった。

欧州憲法条約では、「外務大臣 (Minister for Foreign Affairs)」の役職を創設すると定められた。EU の対外関係の強化を求める、リスボン条約は、未発効に終わった欧州憲法条約の実質を受け継いでいるが、同条約においては、その名称は採用されず、EU 外交安全保障上級代表 (CFSP 上級代表と区別するため、以下、こちらは単に上級代表とする) となった。CFSP 上級代表とは名称がよく似ているが、その役割や位置づけは大きく異なっている。

上級代表は、2つの帽子 (double hats) あるいは3つの帽子 (triple hats) をかぶっていると言われるが、一方で外務理事会の常任議長を務め (EU 条約 18 条 3 項)、他方で、欧州委員会の副委員長として欧州委員会に属する (EU 条約 18 条 4 項)。上級代表は、欧州委員会の委員長との合意の上で、欧州首脳理事会による特定多数決により任命された後、欧州委員会委員の 1 人として、他の欧州委員会委員と共に欧州議会による一括承認を受けなければならない。さらに、上級代表は、EU の CFSP を遂行する (EU 条約 18 条 2 項)。具体的には、CFSP の準備のための提案を行い、また、欧州首脳理事会及び理事会により採択される決定の実施を確保する (EU 条約 27 条 1 項)。さらに、CFSP 事項について、EU を代表する (EU 条約 27 条 2 項 1 文)。上級代表は、EU を代表して、第三者として政治対話を行い、国際組織及び国際会議において EU の立場を表明する (EU 条約 27 条 2 項 2 文)。

これまでは EU を対外的に代表する外務理事会の議長が半年ごとに代わり、CFSP の継続性と可視性に問題があったが¹⁰⁾、上級代表職を創設したことにより、EU の顔が明らかになり、これらの諸点が改善された¹¹⁾。また、2つまたは3つの帽子をかぶっていることで、対外行動の異なる分野間並びにこれらの分野及びその他の政策間の一貫性を確保することにおいて欧州委員会及び理事会を支援す

10) Elfriede Regelsberger, Art. 18, Rn. 1, in Rudolf Streinz (Hrsg.), *EUV/AEUV*, 2. Aufl., (C.H.Beck, 2012).

11) Cf. Catherine Ashton, "EEAS Review", 2013, p. 13, http://eeas.europa.eu/library/publications/2013/3/2013_eeas_review_en.pdf (2013 年 8 月 16 日 アクセス)。もっとも 1 人 (上級代表) にかかる負担が多いことも指摘されている。

ることにより寄与することが求められている（EU条約21条3項2段）。もっとも、Craigは、上級代表が複数の帽子をかぶっていることにより、忠実を尽くすべき相手が複数になり、委員会の副委員長でありつつも、外務理事会の常任議長であり、欧州首脳理事会にも参加することにより、委員会の独立性、あるいは、共同体メソッド（Community method）が悪影響を受けるのではないかという見解を紹介している¹²⁾。

2. EEAS

リスボン条約は、EUの対外関係における機構的な改革としてEEASの設立を定めた。これは、リスボン条約による最も重要な機構上の変更であると捉えられている¹³⁾。EU条約27条3項は、EEASの位置づけ、構成及び設立方法を簡潔に規定している。

位置づけとしては、上級代表は、任務の遂行にあたってEEASにより補佐を受けると定められている（EU条約27条3項1文）。つまり、EEASは、上級代表に服することになる。設立方法については、EEASの組織と運営は、上級代表の提案に基づき、欧州議会に諮問をし、欧州委員会の同意を得た後に理事会が決定となっている（同条3項3文及び4文）。

2009年12月1日、リスボン条約発効と同時にイギリス人女性 Catherine Ashton が上級代表の任務についた。上級代表は、2010年3月25日にEU条約27条3項に基づき、EEASの組織と運営の設定に対する理事会決定を提案した¹⁴⁾。Craigは、EEASの設立案については、上級代表、委員会及び欧州議会の間で緊張があったと述べている¹⁵⁾。

欧州議会は、CFSPの分野では、立法権限を付与されておらず、役割は限定されている（EU条約36条）。しかし、欧州議会は、EEASの設立案について、積

12) Paul Craig, *The Lisbon Treaty*, (Oxford University Press, 2010), pp. 426-427 and 429.

13) Koutrakos, note (3), p. 197; Finn Laursen, "The European External Action Service (EEAS): The Idea and Its Implementation", in Finn Laursen (ed.), *The EU's Lisbon Treaty*, (Ashgate, 2012), p. 171.

14) Council of the EU, 8029/10.

15) Craig, note (12), p. 427 and footnote 222; cf. Koutrakos, note (3), pp. 197-199.

極的に意見を述べた。欧州議会は、上級代表の提案を受け、Elmar Brok を報告者とした EEAS の設定に関する報告書¹⁶⁾に基づき 2009 年 10 月 22 日に決議を行った¹⁷⁾。欧州議会は、この決議の中で次のような認識を示した。〔1〕EU の対外関係がより一貫性をもち、効率的になるためには、EEAS が非常に重要であること、〔2〕EEAS は、リスボン条約により導入された 3 つの改革（①欧州首脳理事会の常任議長を選出、②上級代表の任命、③EU への法人格の付与）の結果であること、〔3〕EU はここ数十年でグローバル・プレイヤーとしての役割が増え、EU がより一貫した (coherent, consistent) かつ効率的な方法で、集団的に行動し、グローバルな挑戦に対応していくのであれば、新しいアプローチが必要となること、〔4〕欧州議会はこれまでも一貫して、EU の国際的な役割に見合った、かつ、EU の可視性を高め、国際的な場で効率的に行動する能力を向上させる、共通欧州対外庁の設立を求めてきたことなど。そのうえで、欧州議会は、組織的及び予算の観点から特別な (sui generis) 庁 (service) として、EEAS は、十分な透明性を確保すべく、委員会の行政構造中に組み込まなければならないとした（決議 7 項目目）。

理事会は、欧州議会の予算に関するものなどの修正要請を考慮し¹⁸⁾、EU 条約 27 条 3 項に基づき、2010 年 7 月 26 日、EEAS の組織と運営を設定する理事会決定 (2010/427/EU)¹⁹⁾を採択した²⁰⁾。同理事会決定は、前文と 13 カ条、付属書から構成されている。なお、同決定 13 条 3 項は、2013 年半ばまでに上級代表が

16) European Parliament, A7-0041/2009.

17) European Parliament, P7_TA (2009) 0057.

18) Laursen, note (13), pp. 188-189; Henri de Waele, *Layered Global Player*, (Springer, 2011), p. 37; Steven Blockmans/Christophe Hillion (ed.), *EEAS 2.0, "A legal commentary on Council establishing the organization and functioning of the European External Action Service"*, 2013, p. 27 <http://www.ceps.eu/book/eeas-20-legal-commentary-council-decision-2010427eu-establishing-organisation-and-functioning-e> (2013 年 8 月 7 日 アクセス)。

19) EEAS の決定は、EU 条約 27 条 3 項は EU 条約の CFSP の章におかれているから CFSP の行為であるが、(2010/427/CFSP)ではなく、(2010/427/EU)となっていることが指摘されている。Blockmans/Hillion, note (18), p. 2.

20) Council Decision establishing the organization and functioning of the European External Action Service, OJ of the EU 2010 L201/30.

EEASの組織と運営の審査を行わなければならないと定めている。これに基づき短期的な改革勧告26項目と中・長期的な改革勧告9項目を含むEEAS レビュー2013が2013年7月に公表された²¹⁾。今後これを受け、理事会が2014年の最初までに同レビューに照らして当該決定を修正することになる。以下においてEEASに関するいくつかの点を取り上げ、それを明確にしたい。

(1) EEASの位置づけ

理事会決定(2010/427/EU)は、EEASの組織と運営を設定するものである。EEASの本部は、ベルギーのブリュッセルにおかれることになった。また、EEASの設立にあたっては、2つのアプローチをめぐる議論があった。1つは、独立したEEASを設立することによってより政府間的な性質をもつものにする、もう1つは、委員会よりにして超国家的なものにするというものである²²⁾。例えば、欧州議会は、上述したように委員会の行政構造に組み入れられるべきであるという意見であった²³⁾。

結果的には、機関自体は、理事会の事務局からも委員会からも分離した、EUの機能的に自律的な機関(functionally autonomous body)として位置づけられた(決定1条2項)。欧州議会の意見そのものが取り入れられたわけではないが、Radtkeは、欧州議会が予算のコントロールについて権限を得ることになった点を捉え、超国家的な要素をもたせるという欧州議会の目標は達成されたとしている²⁴⁾。

EEASに関する決定のコメンタリー²⁵⁾は、以下のように解説している。理事

21) EEAS, note (11).

22) Kerstin Radtke, "The EU's Common Foreign and Security Policy (CFSP) after the Lisbon Treaty: Supranational Revolution or Adherence to Intergovernmental Pattern", in Finn Laursen (ed.), *The EU's Lisbon Treaty*, (Ashgate, 2012), p. 41, p. 48.

23) European Parliament, note (17), 7項目目。

24) Radtke, note (22), pp. 48-49.

25) EU条約やEU運営条約などの条約のコメンタリーは、いくつも出版社から出されているが、このような理事会決定のコメンタリーがだされるのは珍しい。欧州大学研究所(European University Institute)やEIPAなど複数の大学や研究所が協力して作成されたものであり、EEASが実務レベルでも重要な機関であることが推察される。Blockmans/Hillion, note (18).

会決定は、EEAS の組織 (organisation) と運営 (functioning) を設定するものであるのに、決定の 1 条において EEAS が機能的にのみ自律的であると規定されていることから、組織的には自律的ではないことを示しているのか否かということを経済できるとしている²⁶⁾。もしそうであるならば、運営は、政策提案の作成、情報収集などの任務を遂行することにかかわり、他方組織は、EEAS が尊重しなければならない職員及び財政規則、欧州議会への責任、上級代表の権限の下にあるという事実のような要素にかかわると議論できている²⁷⁾。これについては、EU 司法裁判所の解釈が必要であろう。

もっとも、理事会決定の規定により、EEAS は理事会の下部機関でも委員会の下部機関でもないということが明らかになった。また、EEAS は、上級代表を補佐する機関であるが (EU 条約 27 条 3 項)、EEAS は、上級代表の権限 (Authority) の下におかれると定められた (決定 1 条 3 項)。上級代表は、外務理事会の常任議長と委員会の副委員長という二重の帽子をかぶっているが、EEAS もこれを受け、どちらの所属とも言えない位置づけになっている。さらに、その任務を遂行し、目的を達成するのに必要な行為能力をもつとされた (決定 1 条 2 項)。これは、欧州環境庁 (European Environment Agency)²⁸⁾ のような他の EU の下部機関 (Agency) が法人格を与えられているのとは異なっている。もっとも理事会や委員会は法人格を有していないのでそれに近いとも捉えられる。

なお、EEAS 決定のコメンタリーでは、EEAS が EU の機関もしくは組織 (body) であることから、その行為が第三者に対して法的効果をもたせることを意図したものであれば、EU 運営条約 263 条 (取消訴訟) 及び 265 条 (不作為確認訴訟) の下で裁判所に提起されうると指摘している²⁹⁾。ただ、EU 条約 24 条及び EU 運営条約 275 条から CFSP に関する規定及び同規定に基づいて採択され

26) *Ibid.*, p. 5.

27) *Ibid.*

28) 1990 年に理事会規則 1210/90 (OJ 1990 L120/1) により設立された。法的根拠条文は、EEC 条約 130s 条 (現 EU 運営条約 192 条) である。その後、現在欧州議会と理事会規則 40/2009 (OJ 2009 L126/13) により置き換わっている。規則 40/2009 の 7 条において EEA が法人格を有すると定められている。

29) Blockmans/Hillion, note (18), p. 4.

た法行為に関する規定には管轄権を有さないので、EEASの行為に対してEU司法裁判所が管轄権を有するか否かは議論の余地がある。もっとも、コメンタリーでも指摘されているが³⁰⁾、理事会決定は形式的にはCFSPの行為であるが、EU官報では、理事会決定はその他の政策における記号と同様に2010/427/EUとなっている。このことが意識的になされたのか否かは不明であるが、CFSPの行為として捉えないのであれば、EU司法裁判所の管轄権が及ぶ可能性が高い。加えて理事会決定は組織、職員、予算など実務的なことを多数含んでいるため、職員紛争が生じたり、欧州議会、委員会、理事会の間で紛争が生じたりする可能性も高いため、EU司法裁判所の管轄権を認めることが実際上理にかなっている。

(2) EEASの任務

EEASは、特にEU条約18条及び27条に規定されているような以下の任務の遂行において上級代表を補佐する(support)(決定2条1項)。^①CFSPを遂行し、その政策の発展のために提案を通じ寄与し、EUの対外行動の一貫性を確保するという任務、^②外務理事会の議長を務めること、^③対外関係において自己に課された責任の遂行と、EUの対外行動の他の側面を調整するという、委員会の副委員長としての任務。

他方、EEASは、欧州首脳理事会の議長、欧州委員会の委員長及び対外関係分野の任務を果たすときの委員会を支援する(assist)(決定2条2項)。

上級代表に対しては“support”、欧州首脳理事会の議長等に対しては“assist”と単語に相違があることが注目される。EEAS理事会決定のコメンタリーによると、“assist”は“support”よりも限定的であるとしている³¹⁾。

(3) 他の組織・機関との協力

EUの対外行動の異なる分野間並びにこれらの分野と他の政策分野間の一貫性を確保するために、EEASは、理事会の事務局及び委員会の部局(services)並びに構成国の外務省を補佐し(support)、協力して働く(決定3条1項)。これ

30) *Ibid.*, p. 2.

31) *Ibid.*, p. 10.

は、後述する、EEAS の職員の構成ともかかわってくる。

EEAS と委員会の部局は、それぞれの任務を遂行するうえで EU の対外行動に関するすべての事項について相互に協議しなければならない。EEAS は、この分野で委員会により準備される行為に関して準備作業及び手続に参加しなければならない（決定 3 条 2 項）。欧州委員会事務局（Directorates-General）には、EEAS の任務を担当する、欧州対外手段サービスと並んで対外関係にかかわる、DG 気候変動対策、DG 人道援助、DG 貿易、DG 拡大などが存在する。2010 年 3 月 11 日に、委員会の合議体では、EEAS のことが議論され、EEAS の存在が共通政策の脱共同体化（decommunitarization）につながってはならないことが確認された³²⁾。EEAS レビュー 2013 において、上級代表が欧州委員会委員の対外関係グループ（委員長、貿易担当委員、拡大担当委員、開発政策担当委員、人道援助担当委員及び経済通貨同盟担当委員）の会合に参加していることが示されている³³⁾。ただ、同時にそのような会合が頻繁に開催されないことが問題であるとも指摘されている。また、同レビューの短期改善勧告項目の 20 番目では効率を改善し、重複をなくすために、EEAS と対外関係を担当している欧州委員会と理事会事務局の間の労働の配分の明確化が必要であるとされている³⁴⁾。もっとも、EEAS、欧州委員会と理事会事務局の権限配分、特に EEAS と対外関係を担当する欧州委員会の DG との権限配分、役割分担は、EEAS を欧州委員会の行政構造に入れるという選択をしなかったため、今後とも解けない課題として残っていくと考えられる。

なお、EEAS と欧州議会の関係は、EU 条約 36 条及び政治的責任に関する宣言の中に定められているが、上級代表の EEAS レビュー 2013 によると、CFSP に関する決定がなされる前に欧州議会の関連小委員会と事前のかつ体系的な協議がなされていると報告されている³⁵⁾。

32) Laursen, note (13), p. 181.

33) EEAS, note (11), p. 8.

34) *Ibid.*, p. 16.

35) *Ibid.*, p. 9.

(4) EEASの職員

EEASの構成員について、当時ドイツの外相であった Joschka Fischer は、2003年7月4日 EEAS とそのメンバーが理事会の事務局、委員会及び構成国からなることを提案する宣言をだした³⁶⁾。これに対して、統合推進派のコンベンションの構成員は反対し、委員会の下に EEAS をおくことを求めた³⁷⁾。しかし、コンベンションの幹部会 (Praesidium) では、この要請は受け入れられず、EEAS の構成員は理事会事務局、委員会及び構成国からだされることになった。その後、リスボン条約では、EEAS の構成については、理事会事務局及び欧州委員会の関連部局並びに構成国の外務省から配置された職員から構成されると定められた (EU 条約 27 条 3 項 2 文)。

理事会決定 (2010/427/EU) の前文 (11) 段において、以下のように定められている。「EEAS は、EU 条約 27 条 3 項に従い、理事会の事務局及び欧州委員会からの職員並びに構成国の外務省からの人員により構成される。そのため、理事会事務局並びに委員会の関連部署及び職務は、その部署や職務にあったポストを担っていた職員とともに EEAS に移転される。2013 年 7 月 1 日までは、EEAS は、理事会の事務局及び委員会の職員並びに構成国の外務省職員をリクルートする。それ以降は、EU のすべての職員とその他のスタッフは、EEAS の空席に申請することができるようにすべきである。」。本文では、理事会決定 6 条「職員」において詳細に定められている。

EEAS は、上級代表の権限の下におかれているが、EEAS 自体は、執行事務長 (Executive Secretary General) により運営されている (決定 4 条 1 項)。執行事務長は、2 人の副事務長 (Deputy Secretaries-General) により補佐される (決定 4 条 2 項)。この 3 人に運営事務長 (Chief Operating Officer) を加えて 4 人で役員会 (Corporate Board) が形成されている。さらに、これらに特定地域や事項に責任を有する 8 人の業務執行役員 (Managing Directors)、EU 軍事スタッフの事務長 (Director General of the EU Military Staff) と他の共通安全防衛政策部

36) Laursen, note (13), p. 172; cf. CONV 685/03, Suggestion for amendment of Article: 5 by Mr Joschka Fischer.

37) Laursen, *ibid*; cf. CONV 849/03, p. 4.

門の管理職を合わせて上級管理役員会 (senior management of service) が形成されている³⁸⁾。

EEAS レビューによると EEAS の職員は、現在 3417 人で、そのうちの 1457 人が本部に勤務し、残りの 1960 人が世界中におかれている EU 代表部で勤務している³⁹⁾。EU 代表部にはそれに加え約 3500 人の委員会の職員が勤務している。EEAS の職員の内訳として約 900 人以上の管理職レベル (Administrator、以下 AD) がいる。これは、理事会決定 6 条 9 項が EEAS の職員の 3 分の 1 は AD レベルと規定していることからきている。

EEAS は、一時的な職員 (agents) として任命された構成国の外務省からの人員を含む、EU の職員 (officials and other servants) から構成される (決定 6 条 2 項)。EEAS レビューによると EU 構成国の外務省からの出向者は 363 人となっている。また、EEAS は特別の場合に、特定の国内の専門家 (specialized seconded national experts, SNEs) を雇うことができる (決定 6 条 3 項)。EEAS へのリクルートは、十分な地理的及びジェンダーバランスを確保しながら個人の能力を判断の基礎としなければならない (決定 6 条 6 項)。EU 自体の職員 (officials of the Union) と構成国の外務省から出向している一時的な職員は、同じ権利と義務を持ち、かつ平等に取り扱われなければならない (決定 6 条 7 項)。この条文は、次に述べる EU の利益と関連して、EEAS の運営にとって非常に重要な規定であると考えられる。

(5) EEAS 職員の任務の遂行と EU の利益

まず、決定の前文 (9) において、EEAS の職員は、EU の利益のためにのみ任務を遂行すべきであると規定されている。また、決定 6 条 4 項において、EEAS の職員は、EU の利益を心において任務を遂行し、行動しなければならないと定められた。また、職員は、EEAS の外側で政府、権限機関、組織もしくは人または上級代表以外の団体や人から指示を受けたり、求めたりしてはならない (同)。これは、特に EEAS の職員にあたっては不可欠な前提であると考ええる。

38) EEAS, note (11), p. 4.

39) *Ibid.*, p. 14.

欧州委員会及びその委員については、独立性に関し EU 条約上明文の規定が存在する。「欧州委員会の委員は、その全般的能力と欧州への関与を基礎としてその独立性に疑いのないものから選出される。また、委員会は、責任を遂行するにあたって、完全に独立である。委員会の委員は、いかなる政府、その他の機関、組織、団体からの支持を求めず、また、受けてはならない。委員会の委員は、その職務または任務の遂行と両立しないあらゆる行動を慎む。」と定められている (EU 条約 17 条 3 項)。

EEAS の職員の一部は上述したように欧州委員会の職員であるが、全員ではない。EEAS の職員の一部は、構成国の外務省から配置された職員から構成される (決定 6 条 2 項)。外交官は通常国益のために働く。よって、国益ではなく、EU の利益の追求のために勤務することを求める⁴⁰⁾、理事会決定 6 条 4 項の遵守が重要となる。

(6) EU 代表部

リスボン条約発効前は、日本を含めいくつかの第三国に EU は欧州委員会代表部をおいていた。リスボン条約の発効により、EU 運営条約 221 条は、「1 第三国及び国際組織における代表部は、連合を代表する。2 連合の代表部は、外交安全保障上級代表の監督下におかれる。連合の代表部は、構成国の外交使節団及び領事使節団と密接に協力しつつ活動する」と定められた。これにより、欧州委員会代表部は EU 代表部になった。

また、EEAS の組織と運営を設定する理事会決定 (2010/427/EU) は、EU 代表部について規定している (決定 5 条)。代表部の開設及び終了の決定は、理事会及び委員会の合意の下、上級代表によって採択される (同条 1 項)。EU 代表部は、代表部代表 (Head of Delegation)、事実上の EU 大使の権限の下におかれる (同条 2 項)。代表部代表は、上級代表及び EEAS から指示を受け、その執行に責任を有する。条約により委員会に権限が付与され、委員会が権限を行使する分野では、委員会は EU 運営条約 221 条 2 項に基づき代表部に指示を出すことも

40) Cf. Blockmans/Hillion, note (18), p. 43.

できる。

日本では、東京の広尾に EU 代表部がおかれており、現在（2013 年 8 月）オーストリア人の Hans Dietmar Schweisgut 氏が 2011 年 1 月より EU 大使を務めている。EU 公使で副代表の Maeve Collins 氏は、アイルランド人でアイルランドの外務省に入省し、そこから EU 代表部に出向している。EEAS と同様に EU 代表部においても欧州委員会の職員のみならず、構成国の外務省の職員も含まれている。

Ⅲ 誠実協力・連帯義務

リスボン条約により EU の一体性を高めるために上級代表という職の創設とそれを支える EEAS が設立されることになった。それらと同時にリスボン条約は、誠実協力・連帯義務を新たに規定し、強化した。CFSP 分野における権限の付与は独特であることから、構成国の側での誠実協力・連帯の義務が重要だと捉えられる⁴¹⁾。また、Eeckhout は、EU 条約は、CFSP の決定は構成国を拘束すると定めたが、それを執行する特別のメカニズムは創設しなかったと述べているが⁴²⁾、実際後述するように EU 司法裁判所の管轄権は限定されている。よって、誠実協力・連帯義務が権限付与の特別性と CFSP の措置の履行確保の文脈において大きな意味をもつ。以下では、誠実協力・連帯義務の効果が裁判所により確保されるかという問題設定に答えるべく検討を行っていきたい。

1. CFSP 分野の権限と措置

EU 運営条約 2 条は、排他的権限や共有権限などの権限のカテゴリーを定めている。CFSP 分野については、同条 4 項が「連合は、欧州連合条約の規定に従い、共通防衛政策の漸進的な策定を含めて、共通外交安全保障政策を定め、実施する権限を有する。」⁴³⁾と定めている。そこで、EU 条約を見ると、EU 条約 24 条 1 項

41) Cf. Rudolf Strein, *Europarecht*, 9. Aufl., (C.F.Müller, 2012), Rn. 1187, p. 473.

42) Piet Eeckhout, *EU External Relations Law*, Second Edition, (Oxford University Press, 2011), pp. 467-468.

1文は、「共通外交安全保障政策事項に関する連合の権限は、外交政策のすべての分野及び共同防衛に至りうる共通防衛政策の漸進的な確定を含む連合の安全保障政策に関するすべての問題を含む。」⁴⁴⁾と定めている。CFSP分野の権限⁴⁵⁾は、排他的権限でも共有権限でも、また支援、調整または補足的措置をとる権限にも属さない、*sui generis* (特別)な権限であると捉えられる。他の政策分野の権限が個別に目的を定め、その目的の追求のために権限を付与されている(個別的な権限)のに対して、CFSP分野の権限は、特定の目的に限定されず、すべての分野にわたり包括的なもの(包括的な権限)となっている。このような権限の移譲の相違から、CFSP分野においては、EUに権限が移譲されていないと捉える説も存在する⁴⁶⁾。また、リスボン条約に付属する宣言13及び14の存在が挙げられる。とくに、宣言14は、「……CFSPを含む規定は、……各構成国の既存の法的基礎、責任及び権限(powers)に影響を与えない……」としている。この宣言は、権限移譲が行われていないということの論拠とされる。しかし、後述するようにCFSPにおいて機関により措置が採択され、それが拘束力を有することから、権限移譲がなされていないというよりも、特別な形で権限が移譲されていると捉えられる⁴⁷⁾。

CFSP分野のEUの権限行使の結果として、法行為が採択されたり、あるいは、条約が締結される。CFSP分野では、欧州首脳理事会または理事会が法行為を採択する。欧州首脳理事会は、立法権限を有さない(EU条約15条1項)。理事会は、立法権限を有するが、CFSP分野においては、理事会の法行為は立法行為とはならない(EU条約24条1項2段2文、EU条約31条1項1段2文)。

欧州首脳理事会が、EUの戦略的利益を定め、CFSPの目的及び一般的指針を決定する。理事会は、欧州首脳理事会が定める一般的指針及び戦略の方針を基礎

43) 下線部筆者による。

44) 下線部筆者による。

45) CFSP分野の権限については、拙稿 注1) 132-134頁。

46) Matthias Pechstein, "Die Intergouvernementalität der GASP nach Lissabon", 65 *JZ* 2010, p. 425, pp. 426-427; Matthias Herdegen, *Europarecht*, 12. Aufl., (C.H.Beck, 2010), pp. 477-478.

47) Cf. Craig, note (12), p. 433.

として、CFSP の策定と実施のために必要な決定を行う (EU 条約 26 条)。国際状況により EU の作戦行動を必要とする場合には、理事会は必要な決定を行う (EU 条約 28 条 1 項)。また、理事会は、地理的または主題別の特定の問題について、EU の方針を定める決定を採択する (EU 条約 29 条)。

理事会の決定は、構成国が採る立場及びその行動について、構成国を拘束すると定める (EU 条約 28 条)。また、EU 条約 31 条 1 項 2 段は、「共通外交安全保障政策に関する特別規定」と題される 2 章に基づく決定につき、理事会の構成員が公式の宣言を行うことにより棄権した場合も理事会の決定が EU を拘束することを受け入れると定めている。このことから、2 章の下での理事会の決定は、構成国のみならず EU も拘束すると解される⁴⁸⁾。締結された条約についても同様のことが当てはまる (EU 運営条約 216 条 2 項)。

以上のように CFSP は特別の規則と手続に服しており、法行為手続もそれを経て採択された措置も、他の政策分野とは異なっている。もっとも、異なると言っても CFSP の措置が EU の独自の機関により採択され、構成国と EU の機関の両方を拘束するという点において単なる国際的合意ではないと捉えられる⁴⁹⁾。

2. 裁判管轄権

EU 司法裁判所の裁判管轄権は、CFSP 分野では原則には認められていない。しかし、条約上の例外と CFSP 分野の措置に関し裁判所が判断を示す可能性について検討しておきたい。

(1) 原則と条約に定められた例外

措置は、EU の権限行使の結果であり、また、CFSP 分野の措置に拘束力があるとしても、その措置の履行確保が問題となる。EU 司法裁判所は、EU における法の支配を実現する機関として裁判管轄権を付与されているが、例外的な場合を除いては CFSP に関する規定及び同規定に基づいて採択された行為に関して

48) Christian Calliess, *Die neue Europäische Union nach dem Vertrag von Lissabon*, (Mohr Siebeck, 2010), p. 392.

49) 拙稿 注 1) 135-139 頁。

は管轄権をもたない（EU 条約 24 条 1 項 2 段、EU 運営条約 275 条）。よって、EU 司法裁判所が管轄権を有さないのであるから、欧州委員会が構成国を欧州司法裁判所に提訴する、典型的な条約上の履行確保制度、条約違反手続（EU 運営条約 258 条）と判決履行違反手続（EU 運営条約 260 条）は使えない。また、構成国が他の構成国を訴える条約違反手続（EU 運営条約 259 条）も同様に使えない。

条約に定められた例外的な場合とは、EU 条約 40 条の遵守の監視に関する管轄権と EU 運営条約 275 条 2 項に定められた決定の合法性審査に関する管轄権の場合である。

前者の場合は、CFSP の実施が他の政策の権限に影響を及ぼした場合あるいはその逆の場合である。EU 条約 40 条の遵守に関するものは、特に制限はついていないため、構成国、欧州議会及び委員会などの EU の機関、並びに自然人及び法人も取消を求めることができる（EU 運営条約 263 条）。とくに、欧州委員会または欧州議会が欧州首脳理事会または理事会の CFSP の決定の取消を求めるという取消訴訟の形態が考えられる。なお、リスボン条約による改正により EU 運営条約 263 条 1 項（旧 EC 条約 230 条）は、明示的に欧州首脳理事会の行為の合法性を審査すると定めている。例えば、リスボン条約以前のケースであるが、ECOWAS（C-91/05）事件では、CFSP の措置の取消を求めて欧州委員会が理事会を訴えた⁵⁰⁾。同事件では、CFSP の措置が EC の権限（現 EU 運営条約に定められている CFSP 以外の他の政策、開発協力）を侵害したということが問題になった。欧州司法裁判所は、旧 EU 条約 47 条（現 EU 条約 40 条に相当）に依拠しつつ、当該措置を無効とした。CFSP 分野の権限とその他の政策の権限が交錯するような措置が問題となるような事例は、今後も見られるであろう。

さらに、EU 司法裁判所の管轄権を制限する EU 運営条約 275 条においては、EU 条約 40 条の遵守の監視をする管轄権とのみ定められており、取消訴訟に限定していない。それゆえ、国内裁判所が EU 司法裁判所に先決裁定を求めるとい

50) Case C-91/05 Commission v Council [2008] ECR I-3651；拙稿「共通外交及び安全保障政策における EU の権限と開発協力政策における EC 権限の交錯」『貿易と関税』Vol. 57 No. 3（2009）75-69 頁。

う、EU 運営条約 267 条に定められる先決裁定手続の形態も可能性として考えられる。先決裁定手続の対象は、EU 条約及び EU 運営条約の解釈並びに EU 機関により採択された行為の有効性及び解釈である。欧州首脳理事会も理事会も EU 機関であるので、その行為である、CFSP の決定の有効性についても EU 条約 40 条の文脈であれば判断を下すことは可能であろう⁵¹⁾。

後者の場合は、CFSP の措置である自然人または法人に対する制限的措置を定める決定の EU 運営条約 263 条に基づく取消訴訟の場合である。CFSP の措置の名宛人は第一義的には国家であるが、EU 運営条約 215 条 2 項に定められるように自然人または法人または及び団体または非国家主体に対して制限的措置を採択ことができる。よって、自然人または法人が名宛人である措置もありうる。また、たとえ名宛人でないとしても EU 運営条約 263 条 4 段に定められている条件、直接又は個人的に関係する行為、または、自己に直接関係しかつ実施行為を必要としない規制的法行為 (regulatory acts) であれば、自然人及び法人は原告適格を有する。なお、規制的法行為は、EU 運営条約 288 条にいう「規則 (regulation)」という形態である必要はなく、「決定 (decisions)」の形態でもありうる。他方、EU 運営条約 275 条に規定される例外的に認められている制限的措置の取消訴訟は、EU 運営条約 263 条 4 段に定める条件に従って提起される、自然人にまたは法人に対する制限的措置に限定されている。通常は、構成国や欧州議会などの EU 機関は、特権的当事者適格を有し、常に原告となることができ、逆に EU 運営条約 263 条 4 段は自然人または法人の当事者適格を定めているので、構成国や欧州議会、委員会などの機関が提起する取消訴訟には管轄権を有さない。

自然人または法人に対する制限的措置に関する管轄権の例外は、Kadi 事件⁵²⁾を契機として、個人の権利保護のためにリスボン条約によって取り入れられたと考えられる⁵³⁾。場合によっては、この訴訟を通じて将来 CFSP 分野の決定の直接効果あるいは決定の優位という判例が生じるかもしれない⁵⁴⁾。

51) Cf. Geert De Baere, *Constitutional Principles of EU External Relations*, (Oxford University Press, 2008), p. 190.

52) Joined Cases C-402/05P and C-415/05P [2008] ECR I-6351.

53) 拙稿 注 1) 141-142 頁。

条約に定められた裁判管轄権が認められた例外を見てきたが、以下において条約には明示的には認められていないがEU司法裁判所がCFSP分野に関して判断を下す可能性について検討する。

(2) その他の可能性① 裁判所意見

EU運営条約218条11項は、「構成国、欧州議会、理事会又は委員会は、検討中の協定が両条約と両立するか否かについて、司法裁判所の意見を得ることができる。」と定めている。EUは、CFSP分野においても他の政策分野と同様にEU域内において適用される措置を採択するだけでなく、第三国または国際組織と条約を締結することができる(EU条約37条)。締結しようとする条約が、EU条約及びEU運営条約と両立するか疑問がある場合、締結する権限の法的根拠選択の問題が生じる場合、EU単独で締結できるのか、構成国と共同(混合協定の形で)で締結しなければならないのか不明である場合など、裁判所は、EU運営条約218条11項に基づき、CFSPの規定も含みEU条約及びEU運営条約について意見を述べることは可能であろう⁵⁵⁾。

(3) その他の可能性② 統一的解釈

EU条約40条の遵守の監視の場合は、EU運営条約267条に基づく先決裁定手続に対してEU司法裁判所は管轄権を有しうると述べた。ここでは、EU条約40条の遵守にかかわらない場合において先決裁定を求めることができないかを検討する。

先決裁定の対象となるのは、(a)EU条約及びEU運営条約の解釈と(b)EUの各機関または各組織の行為の有効性及び解釈である。EUが締結する条約は、締結の際に理事会が決定を行うので、その決定が理事会の行為と見なされ、条約一般の解釈は、先決裁定の対象となる。

EUが条約を締結するときに条約の規定対象すべてについて権限を有している

54) Tobias Kruis, *Der Anwendungsvorrang des EU-Rechts in Theorie und Praxis*, (Mohr Siebeck, 2013), p. 93.

55) Calliess, note (48), p. 421; Eeckhout, note (42), p. 498; Baere, note (51), p. 190.

場合と、その一部について権限を有している場合がある。前者の場合は、EU は単独で条約を締結することができるが、後者の場合は構成国と共同で条約を締結することになる。どちらの条約も EU の機関及び構成国を拘束する (EU 運営条約 216 条)。また、締結された条約は、EU 法の一部 (integral part of the EU law) となる。

これまでの判例において EU に権限が移譲されていない分野を含む条約についても EU 法の統一的な解釈の必要性から裁判管轄権が認められてきた。例えば、WTO 協定の付属議定書であり、知的財産権の商業的側面を規定した TRIPs 協定 (C-431/05 事件⁵⁶⁾) がある。同事件において、TRIPs 協定は EU と構成国の共有権限であり、同協定の一部に EU は権限を有するが、構成国も部分的に権限を有するということを認識しつつも、EU 司法裁判所は EU が TRIPs 協定について裁判管轄権を有すると判断した。結果、EU の立法権限（ここでは条約締結権限）と裁判管轄権の範囲は一致してしない。

これからの類推で EU 司法裁判所は、CFSP 分野とその他の政策分野の両方にまたがる条約の解釈について先決裁定を行う管轄権をもつと解することも可能なのではないかと考える。締結した条約が CFSP 事項とその他の政策の両方を含んでいるような場合、例えば外交政策と開発協力など、この条約の解釈について、国内裁判所が、EU 運営条約 267 条に基づき先決裁定を求め、EU 司法裁判所が統一的解釈の要請から裁判管轄権を認容する可能性がある。

(4) その他の可能性③ 国内裁判所による審査

リスボン条約発効前は、EU は 3 本柱構造からなった。第 2 の柱は共通外交安全保障政策、第 3 の柱は警察・刑事司法協力であり、第 1 の柱 (EC) とは異なり、政府間協力を基礎とした性質をもっていた。第 2 及び第 3 の柱の事項には、原則的に裁判所の管轄権が及ばないとされたが (旧 EU 条約 46 条)、例外的に第 6 編の規定 (すなわち警察・刑事司法協力) については、旧 EU 条約 35 条に定

56) Case C-431/05 Merck Genéricos-Produtos Farmacêuticos v Merck & Co. Inc. and Merck Sharp & Dohme) [2007] ECR I-7001; 拙稿「EU 構成国裁判所による TRIPs 協定の直接適用の可否」『国際商事法務』Vol. 36 No. 7 (2008) 920-924 頁。

める条件に従うことを条件として裁判管轄権が認められていた。旧 EU 条約 35 条は、選択的管轄権を定め、あらかじめ裁判管轄権を認めた国の国内裁判所からの、枠組決定及び決定の有効性と解釈に関する付託事項について、先決裁定を下すことができると定めていた。そこで、Pupino (Case C-105/03) 事件⁵⁷⁾では、枠組決定の解釈が問題となった。枠組決定は、達成されるべき結果について構成国を拘束するが、形式や方法の選択は国内機関に委ねるというものであった (旧 EU 条約 34 条 2 項)。それは、指令を想起させるものであるが、指令とは異なり、直接効果を有しないと明示的に定められていた (同)。同事件では、直接効果を有さない枠組決定の解釈につき EU 司法裁判所が裁判管轄権を有するか否かがまず問題となった。裁判所はこれを肯定した上で、枠組決定の拘束性が国内機関、特に国内裁判所に国内法を EU 法に適合的に解釈する義務を課しているとした (先決裁定 34 段)。

Pupino 事件においては、先決裁定の中で第 3 の柱の措置について国内裁判所がそれに照らして国内法を解釈しなければならないとしたが、第 3 の柱の措置には条件付きで先決裁定に対して EU 司法裁判所が管轄権を有することが認められていた。このような判例を第 2 の柱、現在の CFSP の措置に類推適用することができるであろうか。EU 司法裁判所は、CFSP の規定及びそれに基づき採択された措置について原則的に管轄権を有さないため、CFSP 措置に照らして国内裁判所に国内法を適合解釈するように義務づけることは難しいだろうと考える。ただ、国内裁判所が後述するような EU 条約 4 条 3 項及び EU 条約 24 条 3 項に定められる誠実協力義務などから自ら CFSP の措置に照らして国内法を適合的に解釈することは考えられる。Craig は、次のように述べている。EU 条約 24 条及び EU 運営条約 275 条における管轄権の否定は、EU 司法裁判所のそれであって、国内裁判所のそれではない。EU 条約 24 条 3 項に定められる誠実協力の強い義務が存在する。個人は、国内裁判所において CFSP の条約規定またはそこから採択された措置を遵守していない国内行動、あるいは CFSP の決定に異議を申し立てることができる。EU 運営条約 267 条に基づく先決裁定を求める道がない

57) Case C-105/03 Maria Pupino [2005] ECR I-5285; 大藤紀子「第三の柱の枠組決定への国内法の適合解釈義務」中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』2007 年 73-80 頁。

ということは、国内裁判所が CFSP の措置と国内行動の両立性に関する決定を行えないということを意味しない⁵⁸⁾。さらに、Craig は、CFSP の行為が無効である疑いがある場合、特に EU 基本権憲章の権利に違反して無効である疑いがある場合、国内裁判所は、自らは CFSP の措置を取消すことができず、かといって EU 司法裁判所も CFSP 行為を管轄権がないために取消せない状況においては、国内裁判所が CFSP の当該措置の適用不可能を宣言できるであろうとしている⁵⁹⁾。

CFSP の措置は、上述したような自然人または法人に対する制限的措置を含みうるが、第一義的には国家に向けられており、構成国において直接適用可能であるとは定められていない。しかし、国内裁判所が個人からの提訴で CFSP の決定に異議申し立てする可能性は存在するため、EU 司法裁判所の管轄権の範囲と CFSP の措置が審査される範囲は、必ずしも一致しないと捉えられる⁶⁰⁾。

3. 判例における誠実協力・連帯義務の発展

CFSP 分野における誠実協力・連帯の義務が効果を有する可能性を探るため、過去の判例①旧第 1 の柱の枠組の対外関係における誠実協力・連帯義務と②第 3 の柱のそれを見ておくことにする。

(1) 対外関係における誠実協力・連帯義務

対外関係における誠実協力・連帯義務は、旧 E (E) C 条約 5 条 (旧 EC 条約 10 条) (現 EU 条約 4 条 3 項) に依拠することで発展してきた。これまでの拙稿「EU と構成国間の協力義務の展開」⁶¹⁾及び「混合協定の場合における EU と構成国間の誠実協力義務」⁶²⁾から要約すると以下ようになる。

58) Craig, note (12), p. 434.

59) Craig, note (12), pp. 434-435.

60) Cf. 権限と条約の適用範囲は異なるという見解を示しているのが、Marise Cremona, "Defending the Community Interest: the Duties of Cooperation and Compliance", in Marise Cremona/Bruno de Witte (ed.), *EU foreign relations law*, (Hart Publishing, 2008), p. 125, pp. 126-127.

61) 拙稿「欧州共同体と構成国間の協力義務の展開」『一橋論叢』122 巻 1 号 1999 年 69 頁以下；拙著『EU 権限の法構造』信山社 2013 年 217-248 頁。

対外関係における EU と構成国間の協力義務の前段階として、EU に対する構成国への一方的な義務づけが考えられる。このような義務づけは、黙示的条約締結権限の法理を創設した AETR 事件⁶³⁾にさかのぼる。この判決において、共同体（現 EU）が排他的条約締結権限を有する際の構成国の義務が明らかにされた。裁判所は、旧 E (E) C 条約 5 条（現 EU 運営条約 4 条 3 項）に基づき、対外関係における構成国の不作為義務を課した⁶⁴⁾。同時に裁判所は、共同体がその権限を行使する前に構成国が例外的に行動することが許される場合、構成国は同条に基づく義務に従い、共同体の利益を追求し、かつ、共同体のために行動しなければならないとした⁶⁵⁾。また、Kramer 事件⁶⁶⁾において裁判所は、共同体が競合的条約締結権限を有する場合における構成国の義務を示した。この場合、構成国は、原則的に国際法上の義務を負うことができるが、共同体が後にその権限を行使する際に障害となるような義務を負うことは慎まなければならない⁶⁷⁾。同時にそのような義務を負う際、構成国は共同の行動を取らなければならない⁶⁸⁾。そのうえ、共同体がある国際条約の規定上協定主体となれない場合、それが変更されるようにできる限り法的政治的手段を行使しなければならない⁶⁹⁾。これらは、それぞれ共同体が包括的排他的もしくは包括的競合的権限を有する場合に当たり、構成国の一方的な義務のみが問題となった。続いて裁判所は、欧州原子力共同体（Euratom）条約の解釈が問題となった事件（決定 1/78）⁷⁰⁾において、共同体と構成国のそれぞれが部分的権限を有する場合の協力義務を発達させた。この事件で裁判所は、共同体が国際原子力機関（IAEA）の協定の一部に排他的権限を有することを根拠に⁷¹⁾、協定締結には構成国だけではなく、共同体の参加

62) 拙稿「混合協定の場合における EU と構成国間の誠実協力義務」『専修ロージャーナル』No. 6 2010 年 323 頁以下。

63) Case 22/70 [1971] ECR 263.

64) *Ibid.*, para. 22.

65) *Ibid.*, paras. 81-90.

66) Joined cases 3, 4 and 6/76 [1976] ECR 1279.

67) *Ibid.*, paras. 44-45.

68) *Ibid.*

69) *Ibid.*

70) Ruling 1/78 [1978] ECR 2151.

71) *Ibid.*, para. 14 und para. 31.

が不可欠であると宣言した⁷²⁾。これが、対外関係における共同体と構成国間の協力義務を宣言した最初の例である。

国際労働機関の協定が問題となった裁判所意見 2/91⁷³⁾では、国際法上、条約が国際組織の加盟を予定していないため、共同体（現 EU）が加盟できないという場合の協力義務が扱われた。そこで裁判所は、決定 1/78 を引用しつつ、共同体と構成国間の協力義務は欧州原子力共同体だけでなく、欧州共同体（狭義の）にも妥当すると述べた。その際、裁判所は、対外関係上の共同体の統一的な行動が不可欠であることにより協力が義務づけられるとした。さらにこの事件において、共同体が協定を自ら国際法上締結できないゆえに⁷⁴⁾、構成国と共同体間の協力が必要であり、それを確保するために共同体及び構成国は、あらゆる措置を執らなければならないと裁判所は明言した⁷⁵⁾。

WTO 協定に関する裁判所意見 1/94 事件では、まず、知的財産の貿易に関する TRIPs 協定及びサービス貿易に関する GATS については EU と構成国の共有権限であると示した後、決定 1/78 及び裁判所意見 2/91 に言及しつつ、協力義務が、対外関係上共同体の統一的な行動にとって不可欠であると述べた⁷⁶⁾。さらに、WTO 協定に含まれる種々の協定が相互に密接に関連しており、紛争解決メカニズムなどのために、共同体と構成国間の協力がより一層強制的であると強調した⁷⁷⁾。

その後、FAO に関する 1996 年の 6 月 19 日の C-25/94 事件⁷⁸⁾でもまた、EU と構成国がそれぞれ協定の一部に対し権限を有する場合の協力義務が問題となった。そこでは、裁判所は、さらに踏み込んで裁判所は、「共同体機関と構成国は、協力が最善な方法で確保されるようにあらゆるすべての必要な措置を執らなければならない。」と判決した⁷⁹⁾。

72) *Ibid.*, 2182.

73) Opinion 2/91 [1993] ECR I-1061.

74) この事件では、国際労働機関の協定 Nr. 170 の締結が問題となっているが、これを締結できるのは、国際法上国家に限定されている。

75) Opinion 2/91 [1993] ECR I-1061, para. 38.

76) Opinion 1/94 [1994] ECR I-5267, para. 108.

77) *Ibid.*, para. 109.

78) Case C-25/94 [1996] ECR I-1469.

WTOの約束表に関する合意について2009年の裁判所意見1/08では、協力義務について次のように判示された。共同体が国際的な代表を務める際の統一性の要請は、協定の交渉と締結の過程における構成国と共同体機関の密接な協力(close cooperation)を要求すると⁸⁰⁾。

さらに、残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants: 以下POPs)に関するストックホルム条約(以下ストックホルム条約)が問題となったC-246/07事件⁸¹⁾において、欧州司法裁判所は、EC条約10条(現EU条約4条3項)の誠実協力義務について、これまでの判例を引用しつつ、以下のように確認した⁸²⁾。条約の目的に合致するすべての分野において、EC条約10条は、構成国に共同体の任務の達成を容易にし、条約の目的の達成を危険にさらしめるようないかなる措置もとらないように要請する。真の協力の義務は、一般的な適用であり、関係する共同体の権限が排他的であるか、あるいは、第三国に対して義務を負う構成国の権利なのかには依らないと判示してきた。ある協定または条約の規定対象の一部が共同体に、残りが構成国に属することが明らかである場合、交渉および締結の過程ならびにその義務の履行の両方において構成国と共同体機関間の密接な協力を確保することが不可欠である。共同体の国際的レプレゼンテーション(representation)における統一性の必要性から協力する義務が生じる。この判決により、EUと構成国の協力義務がEUと構成国が国際的な代表を務める際における統一性の原則として位置づけられるようになった。

(2) 第3の柱における誠実協力・連帯義務——Pupino(C-105/33)事件

上述した、第3の柱における措置である枠組決定に関するPupino(C-105/33)事件では、欧州司法裁判所は、以下のようにも判示した。裁判所の管轄権は、国内裁判所において国内法の適合的な解釈を得るために枠組決定に依拠することができなければ、その実効性のほとんどは奪われてしまうであろう。イタリア及び

79) *Ibid.*, para. 48.

80) Opinion 1/08 [2009] ECR I-11129, para. 136.

81) Case C-246/07 Commission v. Sweden [2010] ECR I-3317.

82) C-246/07 [2010] ECR I-3317, paras. 69–75.

イギリス政府は、EC 条約と異なり、EU 条約は、共同体法への国内法の適合解釈の義務を正当化するために部分的に判例法が依拠している EC 条約 10 条に相当するような義務を含んでいないと主張したが、この主張は、受け入れられない。EU 条約 1 条 2 段及び 3 段は、条約は、欧州人民間のより緊密化する連合を創設する過程において新たな段階に踏み出すものであり、欧州共同体を基礎にした連合の任務は、条約により設定される政策及び協力方式により補完されつつ、一貫性を持ちかつ連帯して、構成国間とその諸人民間の関係を組織することであると定めている（判決 41 段）。もし誠実協力の原則（principle of loyal cooperation）が、警察及び刑事司法協力の分野において拘束力をもたなければ、EU がその任務を効果的に実行することは困難になるだろうと（判決 42 段）。

裁判所は、このように判示して、第 3 の柱の枠組決定への適合解釈を義務づけた。本稿で問題としているのは、CFSP の措置、すなわち旧第 2 の柱の措置であるが、この判決から CFSP の措置にも適用可能な判示の箇所が存在する。Lenaerts と Corthaut の言葉を借りれば、裁判所は、旧 EU 条約 1 条 2 段及び 3 段に定められた「より緊密化する連合（an ever closer Union）」の中に EU の誠実協力概念の基礎を読み取った⁸³⁾。すなわち、誠実協力義務は、EC 条約 10 条に規定されていて、EU 条約には規定されていなかったのにもかかわらず、EU 条約 1 条の中にその義務が見出された。この義務は、第 3 の柱のみならず、第 2 の柱にも当てはまると考えられる。もっとも、誠実協力義務自体は、EU 条約 1 条から引き出せても、第 2 の柱においては、第 3 の柱とは異なり、EU 司法裁判所は裁判管轄権をもたないので、第 2 の柱の措置への適合解釈までは導出できないと捉えられる⁸⁴⁾。

4. 誠実協力・連帯の義務の精緻化・具体化

リスボン条約は、履行確保という点から誠実協力・連帯義務を新たに規定し、

83) Koen Lenaerts/Tim Corthaut, "Of birds and hedges: the role of primacy in invoking norms of EU law", 31 *ELRev.* 2006, p. 287, p. 290.

84) Alan Dashwood, "The Law and Practice of CFSP Joint Actions", in Marise Cremona/Bruno de Witte (ed.), *EU foreign relations law*, (Hart Publishing, 2008), p. 53, p. 56.

また、強化した⁸⁵⁾。

EU 条約 4 条 3 項において EU 条約から生じる任務を含めた誠実協力義務が明示的に定められた。CFSP 分野の誠実協力義務は、この条文にとどまらず、EU 条約における複数の条文においてそれが具体化・精緻化されている⁸⁶⁾。逆に言うとうと、EU 条約 24 条及びその他に見る連帯の義務は、EU 条約 4 条 3 項の誠実協力義務の特別な形であると捉えられる⁸⁷⁾。以下において関連条文を確認しておくことにする。

まず、EU 条約 24 条 3 項が挙げられる。確かに、ニース条約時においても、EU 条約 24 条 3 項 2 段に相当する旧 EU 条約 11 条 2 項が存在したが、リスボン条約により EU 条約 24 条 3 項 1 段が追加され、4 項にある遵守の確保に上級代表が加わり、誠実協力・連帯の義務が強化された⁸⁸⁾。また、EU 条約 24 条 2 項では EU が主語になっているのに対して、EU 条約 24 条 3 項、特に 1 段及び 2 段では、構成国が主語になっており、構成国の義務として誠実協力・連帯の義務が位置づけられている。また、Hillion と Wessel は、旧 EU 条約 11 条 2 項につき、"shall" という文言が用いられていることから誠実協力・連帯義務は強制的なもの (mandatory) であり、また、「積極的かつ留保なく支援し」という表現からその支援に例外がほとんどないものであると捉え、さらに EU 条約 24 条 3 項ではさらに強い表現になったとしている⁸⁹⁾。

その EU 条約 24 条 3 項 1 段において、「構成国は、連合の外交安全保障政策を誠実と相互連帯の精神の下で積極的かつ留保なく支援し、この分野における連合の行動に従う」(下線は筆者)⁹⁰⁾となっており、構成国に遵守の義務が課されて

85) cf. Baere, note (51), pp. 259, 262-263. Baere は、EU 条約 32 条に定められる構成国の情報および協議の原則が実効性の確保につながるのではないかと見ている。

86) Cf. Elfriede Regelsberger/Dieter Kugelman, Art. 32 EUV, Rn. 1, in Rudolf Streinz, *EUV/AEUV*, 2. Aufl., (C.H.Beck, 2012).

87) *Ibid.*, Rn. 9.

88) *Ibid.*, Rn. 3.

89) Christophe Hillion/Ramses Wessel, "Restraining External Competences of EU Member States", in Marise Cremona/Bruno de Witte (ed.), *EU foreign relations law*, (Hart Publishing, 2008), p. 79, p. 91.

90) 原文は、以下の通りである。"The Member States shall support...in a spirit of loyalty and mutual solidarity...."

いる⁹¹⁾。同条3項2段では、CFSP 分野における誠実協力の原則に基づく構成国の作為不作為義務が定められた。Craig は、EU 条約 24 条3項から次の3つの義務が構成国に課せられているとする⁹²⁾。①構成国が誠実及び相互連帯の精神において積極的かつ留保なく支援するという、誠実協力の強い義務、②構成国はこの分野における EU の行動を遵守しなければならないという、結果の義務、③ EU の利益に反する行動、あるいは国際関係における結合力として効果を損なう行動を慎む義務。

さらに、EU 条約 24 条3項に定められる誠実協力・連帯の義務が具体化されているのが、EU 条約 31 条1項、EU 条約 32 条、34 条及び 35 条並びに EU 条約 31 条1項である。

EU 条約 32 条は、構成国の協力義務を定めている。EU 条約 32 条は、旧 EU 条約 16 条に相当するものであるが、それがより具体化・精緻化されている⁹³⁾。①構成国は、共通の取り組みを定めるために、一般的な利益を有する外交安全保障政策のあらゆる事項につき、欧州首脳理事会及び理事会において相互に協議する。② EU の利益に影響を与える可能性のある何らかの行動をとりまたは義務を負う前に、構成国は、欧州首脳理事会または理事会において他の構成国と協議する。③構成国は、EU が国際的な場において EU の利益と価値を主張できることを構成国の一致した行動を通じて確保する。④構成国は、相互の連帯を示す。

EU 条約 34 条は、国際的な場における協力義務を定めている。①構成国は、国際組織及び国際会議における行動を調整する。②構成国は、国際的な場において、EU の立場を堅持する。③すべての構成国が参加していない国際組織及び国際会議においては、参加する構成国は、EU の立場を堅持する。さらに、34 条2項は具体的に定めている。④すべての構成国が参加していない国際組織または国際会議に代表を派遣する構成国は、共通利益にかかわるあらゆる事項について他の構成国及び上級代表に情報を提供する。具体的には、国際連合の安全保障理事

91) Marise Cremona, "Defining competence in EU external relations", in Alan Dashwood/ Marc Maresecau, *Law and Practice of EU external relations*, (Cambridge University Press, 2008), p. 67.

92) Craig, note (12), p. 433.

93) Regelsberger/Kugelmann, note (86), Art. 27 EUV, Rn. 1.

会には、フランスとイギリスは常任理事会として参加しているが、他の国は非常任理事国として参加することはあっても EU 構成国すべてが参加しているわけではない。このときにフランスやイギリスは、自国の利益を代表するのではなく、EU の利益も考慮し、行動することが求められる。

EU 条約 35 条は、外交使節の相互協力を定めている。①第三国と国際会議における構成国の外交使節団と領事使節団及び EU の代表並びに EU と構成国の国際組織への代表は、CFSP の枠組で採択された EU の立場及び行動を定める決定が遵守されかつ実施されることを確保するために協力する。②これらの代表は、情報を交換し共同評価を実施することにより協力を強化する。EEAS レビューによると、EU は、139 の代表部 (delegations) を有している⁹⁴⁾。それが、163 カ国及び国際機関において EU を代表している。現在 EU の構成国は 28 カ国であるが、そのうち 10 未満の構成国しか代表団を送っていないが、EU が代表部をおいている国は 70 以上存在し、5 未満の構成国しか代表団を送っていないが、EU が代表部をおいている国は 50 存在する。このことは、例えばマルタなどの小国は、世界各国に大使館あるいは領事館をおいているわけではないが、EU が代表部をおくことで構成国及びその市民は情報を得、さまざまなメリットを享受することにつながっている。

EU 条約 31 条 1 項は、CFSP における決定が EU を拘束することを示したうえで、決定を棄権した構成国に対して、相互連帯の精神によって、同決定に基づく EU の行動と対立またはそれを阻害するおそれのある行動を慎むものとし、また、他の構成国はその立場を尊重すると定めている。

5. リスボン条約以降の誠実協力・連帯の義務の意味とその可能性

上 (2. 裁判管轄権) において EU 司法裁判所の裁判管轄権の拡大の可能性を検討した。

また、上述した (3. 判例における誠実協力・連帯義務の発展) において旧 EC 条約 10 条が誠実協力・連帯の義務の発展に大きな役割を果たしたことを示

94) EEAS, note (11), p. 3.

した。対外関係分野の諸判例において構成国に権限が残っている場合でも EU が構成国と共同で国際条約を締結する / した場合、構成国は EU 機関と協力しなければならない義務を負っているとされた。また、Pupino 事件では、EU 条約には誠実協力義務が明示的に規定されていなかったにもかかわらず、EU 条約 1 条の「より緊密化する連合」から誠実協力義務が導出された。

さらに、EC 条約 10 条自体の適用範囲に関して次のような判例も存在する。内水運輸に関するルクセンブルクと他方当時 EU の構成国でなかったチェコスロバキア、ルーマニア及びポーランドとの協定が問題となった C-266/03 事件⁹⁵⁾において、EU 司法裁判所は、以下のように判示した。EC 条約 10 条は、構成国に共同体の任務の達成を容易にし、条約の目的の達成を危険にさらしめうるいかなる措置も慎むことを要請する。真の協力の義務は、一般的な適用性を有し、関連する共同体の権限が排他的であるか、構成国の権利であるかによらないと（判決 57～58 段）。また、Gauttier により旧 EC 条約 10 条の下で水平的な一貫性の要請（requirement of horizontal coherence）のために一体としての EU の対外行動を定める旧 EU 条約 3 条が部分的に司法審査に服しうるのはないかという見解も示されてきた⁹⁶⁾。

リスボン条約の改正により、EC 条約 10 条は、EU 条約 4 条 3 項に定められることになった。EU 条約 4 条 3 項は、上述した CFSP 分野における誠実協力・連帯義務の根幹であると位置づけられる。同条文は、以下のように定められている。「誠実協力の義務に従い、連合と構成国は、両条約から生じる任務の遂行に際して、十分に相互に尊重し、かつ支援する。

構成国は、両条約から生じる義務または連合の機関の行為から生じる義務の履行を確保するために、一般的または個別的なあらゆる適当な措置をとる。

構成国は、連合の任務の達成を促進するものとし、連合の目的の達成を危険にさらすいかなる措置もとってはならない。」。両条約とは、EU 運営条約（旧 EC 条約）と EU 条約を意味する。よって、誠実協力の義務は、EU 運営条約から生

95) Case C-266/03 Commission v Luxembourg [2005] ECR I-4805.

96) Pascal Gauttier, "Horizontal Coherence and the External Competences of the European Union", 10 *European Law Journal*, 2004, p. 23, p. 40.

じる任務のみならず、EU条約から生じる任務にもかかわることが明確になった。さらに、EU条約4条3項は、EU司法裁判所の管轄権が及ばないEU条約第5編第2章におけるCFSPの規定ではない。EU条約4条3項は、EU条約第1編「共通規定」におかれている。このような変化は誠実協力・連帯義務の効果に関して大きな意味を持ちうるのではなかろうか。

IV 結語

本稿では、CFSPの一体性を向上させるためのリスボン条約により導入された新たなツールである、上級代表とそれを支えるEEASというハード面並びに履行確保と誠実協力・連帯義務というソフト面を取り扱った。

IIにおいてはリスボン条約による機制的な変更である、上級代表とEEASを概観した。EEASが設立され始動してから2年が経過した。EEASの組織と運営に関する理事会決定が採択され、EEASに法的な枠組みが設定された。しかし、EU条約27条3項及び理事会決定において、EEASがCFSPの権限下にあるということは明確なものの、欧州委員会の行政構造の中にあるというシステムの問題がある限り、欧州委員会の対外関係のDGとEEASの関係の、ひいて言えば、欧州委員会、理事会、上級代表の権限配分の複雑さは残るだろうと予想される。上級代表によるEEASに関するレビューも公表され、今後より機能的に効率的に運営されるように改善されることが期待されるが、システムの問題をどこまで事務レベルで折り合いをつけていくかということになる。

IIIにおいては、ソフト面として誠実協力・連帯義務を裁判管轄権との関係で検討した。EU司法裁判所に裁判管轄権が付与されていないということは、単に条約違反手続及び判例履行違反手続に対して管轄権を有さず、構成国がCFSPの決定に違反していたとしてもそれを認定したり、罰金を課したりすることができないということのみを意味しない。条約上の履行確保制度と共に判例により発達した履行確保手段、直接効果、EU法の優位、適合解釈の義務づけ、国家責任なども効果的に適用できないことを意味する。第1の柱（現在のEU運営条約）では既に確立された法秩序が第2の柱、現在のCFSPにおいてはそのままの形で

は当てはまらないということになる⁹⁷⁾。

この限界を打破するために、まず、EU 条約 24 条及び EU 運営条約 275 条において裁判所は管轄権を有しないとされているが、条約に定められた 2 つの例外及びそれ以外において裁判所が CFSP 分野の判断をする可能性を探った (Ⅲ 2.)。また、限界の突破口を対外関係に関する判例における誠実協力・連帯義務の発展に求めた (Ⅲ 3.(1))。これまで構成国の協力義務が必要とされてきたのは、特に、締結しようとする条約が国際組織に当事者となる資格を与えていなかったり、締結する条約の一部にしか EU が権限を有さず、EU と構成国が共同で締結する混合協定の形にならざるを得ない場合であった。後者の場合、裁判所は、構成国は条約の規定の一部には依然権限を有しているにもかかわらず、国際的な場における統一性の要請あるいは原則 (C-246/07 事件では原則として位置づけられた) から協力することを義務づけている。この混合協定の場合の協力義務が CFSP 分野において類推適用できないだろうか。さらに、旧 EC 条約 10 条がリスボン条約により EU の枠組である EU 条約 4 条 3 項に移行されたことの意味を検討した (Ⅲ 3.(2), 4. 及び 5.)。このような変化から誠実協力義務に関し、対外関係における一体性を確保するために、裁判所の管轄権に変化がもたらされえないのだろうか。また、CFSP の決定が司法審査の対象となるという可能性は広がらないであろうか。実際、司法審査が認められれば、EU 条約 4 条 3 項は構成国に対して大きな制限を課す可能性をもっている。Hillion と Wessel の次のように述べている。EC 条約 10 条に含まれていた一般的な誠実協力義務に照らして解釈されると、別の表現ではあるが同じ原則である、CFSP の誠実協力原則は、CFSP の対象分野において構成国の自由に対するかなりの制限を必然的に伴うことになりうるだろうと⁹⁸⁾。EU 司法裁判所は、EC 条約 10 条を根拠にさまざまな原則、例えば適合解釈の義務や国家責任などを発展させてきた。これが EU 条約 4 条 3 項にも適用可能になれば、CFSP の措置の実効性は格段に増すであろう。

97) Cf. Christoph Herrmann, "Much Ado About Pluto? The 'Unity of the European Union Legal Order' Revisited", in Marise Cremona/Bruno de Witte (ed.), *EU foreign relations law*, (Hart Publishing, 2008), p. 19, pp. 44-45.

98) Hillion/Wessel, note (89), p. 96.

以上（Ⅲ 誠実協力・連帯義務）の検討から CFSP 分野の誠実協力・連帯の義務の効果が裁判所により認められる可能性は存在すると考える。

もっとも EU 条約 4 条 3 項における誠実協力義務、それが CFSP 分野で具体化・精緻化された EU 条約 24 条 3 項等に見られる誠実協力・連帯義務はアピールの性質をもった政治的条項（politische Klauseln mit Appell-Charakter）にとどまるとも捉えられる⁹⁹⁾。Frenz の述べるように、CFSP は、もともと構成国の行動に向けられており、その発展は構成国の行動にかかっている¹⁰⁰⁾。また、Regelsberger と Kugelman は、以下のように述べている¹⁰¹⁾。リスボン条約により CFSP は内容的に発展し、深化した。数度にわたる誠実協力・連帯の強調は、密接に協力し、EU の決定に少なくとも政治的優位を与えるという、条約締約国の意思を裏付けるものである。この優位は、原則的にすでに決定の拘束力の一部であり、他の意思表示又は国家レベルにおける決定は許容されないということを導く。ただ、政治的な優位を超える法的な優位には、権限の移譲が前提となると。このような点を考慮すると、誠実協力・連帯義務は、その効果が裁判所により認められたとしても、CFSP 分野が超国家化するまでの、つまり、権限（立法権限及び裁判管轄権）が EU に移譲されるまでの、履行確保のための過渡的な手段と位置づけられる。

また、上述したように CFSP 分野の誠実協力・連帯義務が条文で細かく規定されているのは（Ⅲ 4.）、CFSP 分野においては判例による精緻化が困難であることが織り込み済みなのではないかとも考えられ、今後 EU 司法裁判所の判決がだされることになるのかは予想できないが、それを含め CFSP の発展を見ていかなければならない。

99) Joachim Bitterlich, Art. 24 EUV, Rn. 6, in Carl Otto Lenz/Klaus-Dieter Borchardt (Hrsg.), *EU Verträge*, 5. Aufl., (Bundesanzeiger, 2010).

100) Walter Frenz, "Die neue GASP", 70 *ZaöRV* 2010, p. 487, p. 492.

101) Regelsberger/Kugelman, note (86), Art. 25 EUV, Rn. 7.